消防予第 504 号
令和８年 11 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 ┐ 御中
非常備町村消防防災主管部局長

消 防 庁 予 防 課
（ 公 印 省 略 ）

建築確認の電子申請に係る消防同意通知の取扱いについて（通知）

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第７条に規定する消防同意については、「規制改革実施計画」（令和４年６月７日閣議決定）において建築確認に付帯する手続として電子化の推進が求められていること等を踏まえ、国土交通省において令和７年４月から運用が開始されている電子申請受付システム及び令和８年４月から運用が開始されている ArchSync（確認申請用 CDE）の積極的な導入をお願いしているところです。

今般、国土交通省から、建築計画概要書等の様式の廃止、特定行政庁による許可、認定等の処分通知等の様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が令和８年 11 月 20 日に公布、令和 10 年４月１日に施行されるとともに、「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続きの取扱いについて」（令和８年 11 月 20 日付国住指第 395 号）が発出されました。

これらを踏まえ、法第７条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意に係る事務（以下「消防同意事務」という。）における消防機関から指定確認検査機関等に対する同意及び同意することができない事由の通知（以下「消防同意通知」という。）について、下記のとおり整理を行いましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　消防同意事務における消防同意通知について

電子情報処理組織における同意処理機能等の情報通信技術を利用して、消防同意通知を行う場合には、紙面による申請、報告等を念頭において手続の便宜のために設けられている確認申請書等の様式の第一面に設けられている消防関係同意欄への記載、押印等を省略して差し支えない。

なお、上記取扱いとする場合、消防機関においては、消防同意事務処理規定等を改正する必要が生じることが考えられるため留意すること。

２　その他

⑴　参考資料

別添１　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号）の公布について（技術的助言）（令和８年 11 月 20 日付け国住指第 396 号）

別添２　情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いについて（技術的助言）（令和８年 11 月 20 日付け国住指第 395 号）

別添３　改正概要資料

⑵　参考ホームページ

・電子申請受付システム

（ https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-system.html ）

・BIM 審査ポータルサイト（ https://bimpermit.jp/ ）

消防庁予防課予防係
担当：藤本、谷川、櫻川
ＴＥＬ：03-5253-7523

別添１

国住指第 396 号
令和８年 11 月 20 日

各都道府県　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（　公　印　省　略　）

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号）の公布について（技術的助言）

情報通信技術を活用した行政手続にあたり必要となる情報システムについては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和６年６月 21 日閣議決定）において、国が主導して情報システムを構築し、地方公共団体が当該システムを利用することで情報システムの調達を不要とし、国・地方を通じたトータルコストの最小化を図る「システムの共通化」の方針が示されたところです。

また、当該基本方針に基づき設置された国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会により、システム共通化に取り組むべき手続として建築確認等の一連の手続が選定を受け、「建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針」（令和７年６月２日国土交通省決定）に基づき、国の関与のもと、一般財団法人建築行政情報センターにおいて建築確認等の一連の手続を実施する情報システム群（以下「共通システム」という。）の構築を進めることとなったところです。

今般、共通システムの構築と併せて、建築計画概要書等の様式の廃止、特定行政庁による許可、認定等の処分通知等に係る様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が令和８年 11 月 20 日に公布、令和 10 年４月１日に施行されることとなりました。

ついては、今回公布された改正省令の施行による改正後の建築基準法施行規則（以下「規則」という。）等の取扱いの細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁に対してこの旨周知し、改正省令の施行に向けて管内の特定行政庁の体制整備に万全を期すべく目配りをお願いするとともに、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、別添のとおり送付をお願いします。

なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関並びに地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、

別添のとおり通知していることを申し添えます。

記

１．各種概要書の廃止に伴う書類の閲覧の取扱いについて

（１）概要書の廃止

改正省令による改正前の規則において建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 93 条の２に基づく書類の閲覧の対象としている建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、全体計画概要書及び処分等概要書（以下単に「概要書」という。）の書類については、これらの内容が法第 12 条第８項に基づき特定行政庁が整備する台帳（以下単に「台帳」という。）に記載すべき事項に含まれており、情報システムの利用等によって概要書の内容を台帳から抽出して閲覧に供することが可能であることから、各手続における申請内容又は報告内容の重複の解消並びに情報システムの利用を通じた特定行政庁における概要書の保管、書類の閲覧請求に対する窓口業務等に係る負担の削減の観点から、改正省令により概要書を廃止することとした。

また、概要書の廃止に伴い次に掲げる改正を併せて行っている。

①各申請書及び報告書の様式について、それらの概要書との関係を整理し、記載事項の追加や記載位置の移動等の所要の調整を行った。

②構造計算適合性判定申請書の様式について、建築計画概要書のみに記載されていた事項を申請先において把握できるよう、設計及び施工に関与する者並びに建築物の主要用途についての記載事項を追加した。

これにより、台帳の記載事項は、従前の概要書に記載すべき事項ではなく、各種申請書、報告書等に記載された事項として規定される。なお、定期調査報告書等の一部の様式においては、特定行政庁名、年月日、報告者氏名、調査者氏名、受付欄、特記欄、整理番号欄等の欄が設けられているが、これらの欄に記載された事項については、台帳への記載や、閲覧に供する対応は不要である。

（２）従前の概要書の閲覧について

改正省令の施行前にすでに提出された概要書（以下「従前の概要書」という。）の閲覧については、引き続き窓口において紙面を閲覧に供するなどの従前の方法によることができる旨の経過措置（改正省令附則第３項）を講じることとしているが、書類の閲覧に係る業務の負担の削減及び閲覧請求者の利便性の向上、デジタル社会の形成に向けた建築物に係る情報のデータベースの構築等の観点から、できる限り従前の概要書の記載事項を台帳に記載することが望ましい。この際、台帳には従前の概要書が提出された時点における概要書の内容を記載すれば足り、その後の規則の改正により概要書の内容が追加されている場合には、当該追加された事項を記載

することは要しない。

なお、従前の概要書の内容の一部しか台帳に記載されていない場合であっても、情報システムを利用して当該一部の事項を閲覧に供することも考えられる。ただし、この場合には引き続き概要書の内容全体を閲覧に供することができるようにしておく必要がある。

また、従前の概要書の記載事項を台帳に記載し、情報システム等により閲覧に供することを可能とする措置が講じられている場合には、従前の概要書を廃棄しても規則第 11 条の３第２項の規定には抵触しないものと解して差し支えない。なお、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成 11 年４月 26 日建設省令第 14 号)により同項の規定が創設される以前に、すでに廃棄された従前の概要書の内容をも台帳に記載し、閲覧に供することを求めるものではない。

（３）情報システムを活用した申請又は報告の受付及び台帳の整備の徹底

概要書の廃止により、書類の閲覧は台帳に記載された情報をもとに行われることとなることから、確認申請、定期報告、指定確認検査機関からの確認審査報告等の受付及びこれらに伴い必要となる台帳への記載が情報システム等を活用して行われることが、特定行政庁における書類の閲覧に係る業務の効率的な執行に不可欠となる。

このため、改正省令の施行に向け、関係する指定確認検査機関と連携の上、共通システムをはじめとする情報システムを活用した電子データによる申請又は報告の受付及び台帳作成のために必要な体制を確実に整備されたい。

２．特定行政庁による許可及び認定に係る処分の概要事項の台帳記載及び閲覧について

（１）処分の概要事項の台帳への記載及び閲覧

改正前の規則の処分等概要書では、建築確認、中間検査及び完了検査以外の処分について「その他の処分等」欄において記載が求められていたところ、具体的にどの処分についてどのような事項を記載すべきなのかが明確ではなかった。

改正省令により、建築確認、中間検査及び完了検査に加えて特定行政庁による許可及び認定について、これらの処分の概要を建築物処分概要事項、建築設備処分概要事項又は工作物処分概要事項として台帳に記載するとともに、閲覧に供することとした。また、これに伴い、建築物処分概要事項の対象となる処分に係る図書及び書類についても、当該図書の保存が重要であることを踏まえ、特定行政庁に対し規定上明確に保存を求めることとし、その保存期間は特定行政庁が定める期間とした。

なお、改正省令の施行前にすでにされた許可及び認定に係る処分（以下「従前の処分」という。）の概要事項については、必ずしもこれらの措置を講じることを求めるものではない旨の経過措置（改正省令附則第２項）を講じることとしているが、従前の処分に係る照会回答等の業務の負担の削減及び照会者の利便性の向上、デジ

タル社会の形成に向けた建築物に係る情報のデータベースの構築等の観点から、できる限り従前の処分の概要事項（仮使用認定、仮設建築物に係る許可、全体計画認定その他の処分であって、当該処分に係る期間がすでに満了しているものを除く。）を台帳に記載することが望ましい。

（２）許可・認定の通知書の押印欄の廃止

（１）の措置により、許可・認定の通知書の内容にかかる真正性及び非改ざん性の確認が可能であることから、これらの通知書等の押印欄を廃止し、許可・認定の手続のデジタル完結を可能とした。

なお、これらの通知について情報システムを使用して行う場合の取扱いについては、「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いについて（技術的助言）」（令和８年 11 月 20 日付国住指第 395 号）の「２．処分通知等について」に記載のとおりである。

以上

別添２

国住指第 395 号
令和８年 11 月 20 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省住宅局建築指導課長
（　公　印　省　略　）

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いについて
（技術的助言）

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定による手続（以下「建築基準法令に基づく手続」という。）については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）その他関係法令の定めるところにより情報通信技術を活用して実施することが可能であり、手続のデジタル完結を図るために申請等及び処分通知等に係る様式の押印欄の廃止等について順次、措置を講じてきたところです。

今般、建築計画概要書等の様式の廃止、特定行政庁による許可、認定に係る処分通知等の様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年国土交通省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が令和８年 11 月 20 日に公布、令和 10 年４月１日に施行されることとなりました。

ついては、改正省令を踏まえた情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続の取扱いの細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、「情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて」（令和７年１月 16 日付国住指第 357 号）及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令について（技術的助言）」（令和３年９月１日付国住指第 1343 号）は廃止します。

記

１．申請等について

（１）署名等の代替措置

デジタル手続法第３条第８号に規定する「申請等」に係る申請書等への記名については、同条第６号に規定する「署名等」に該当し、同法第６条第４項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「主務省令」という。）第 13 条第１項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該「署名等」は、

・申請データに電子署名を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置（主務省令第 13 条第１項第１号）
・識別番号及び暗証番号を入力する措置等（主務省令第 13 条第１項第２号、第３号）
・行政機関等が定める措置（主務省令第 13 条第１項第４号）

のいずれかの措置をもって代えることができることとされている。

建築基準法令に基づく手続における「行政機関等が定める措置」は、申請データに申請等をする者の氏名又は名称を記録する措置とする。

（２）申請書、報告書等の受付欄、決裁欄、消防関係同意欄等について

各種申請書、報告書等の様式に設けられている受付欄、決裁欄、消防関係同意欄等の欄は、紙面による申請、報告等を念頭において手続の便宜のために設けられているものであるため、電子情報処理組織を使用する方法により申請、報告等される場合において、これらの欄への記載、押印等を省略することは差し支えない。

なお、消防関係同意欄の扱いについては、総務省消防庁と協議済みであることを申し添える。

２．処分通知等について

（１）電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の措置

行政機関等がデジタル手続法第３条第９号の「処分通知等」を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、同法第７条第１項本文及び主務省令第８条第１項本文の規定により当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することとされているが、同項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は当該措置を行うこととされている。

建築基準法令に基づく手続（資格者の登録に係る処分通知等を除く。）における「処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置」は、処分通知等を行う行

政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録し、
・処分通知等を受けた者又はその同意を得た者がこれらの情報を用いて、処分を行った行政機関等に問い合わせること
・確認、検査、許可及び認定に係る処分については、処分通知等を受けた者その他の関係者が法第 93 条の２の規定に基づき建築物処分概要事項、建築設備処分概要事項又は工作物処分概要事項を閲覧し、これらの者が有する情報と特定行政庁が有する情報を突合すること
・特例容積率の指定並びに一団地の認定及び許可に係る処分については、処分通知等を受けた者その他の関係者がこれらの処分について特定行政庁が公告又は縦覧する事項を確認し、これらの者が有する情報と特定行政庁が有する情報を突合すること
等の方法により処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。

なお、確認及び検査に係る処分については、「建築基準法第七十七条の二十五第一項の秘密保持義務の取扱について」（平成 23 年９月 22 日付国住安第 34 号）において、「建築主又は建築主の同意を得たと認められる者に確認検査の申請書類の記載内容を知らせることは、当然に「秘密を漏らす」ことに該当しないと解される」とされており、これと同様に、処分通知等を受けた者又はその同意を得たと認められる者からの問合せに対して、指定確認検査機関がこれらの者に確認済証等の内容を知らせることについても、法第 77 条の 25 第１項の秘密保持義務には抵触しないものと解される。

また、行政機関等が処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うためには、デジタル手続法第７条第１項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者による電子情報処理組織を使用する方法により交付を受ける旨の表示が必要であるところ、その表示の方式は主務省令第９条において、
・当該処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続（主務省令第９条第１号、第２号）
・電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出（主務省令第９条第３号）
のいずれかとされている。

建築基準法令に基づく手続における、主務省令第９条第３号の「行政機関等が定めるところにより行う届出」は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行う行政機関等に対して、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知することとする。通知の方法としては、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該処分通知等に係る申請等を行う際に、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を入力する方法などが考えられる。

なお、この意思表示が得られないものについては、電子交付の対象外となる点に留意されたい。

（２）署名等の代替措置

処分通知等に係る通知書への記名については、デジタル手続法第３条第６号の「署名等」に該当し、同法第７条第４項及び主務省令第 13 条第２項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の当該署名等は、

・当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
・主務省令第８条第１項ただし書に規定する措置（処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置）

のいずれかをもって代えることができることとされている。

建築基準法令に基づく手続における「主務省令第８条第１項ただし書に規定する措置」は、（１）に記載した措置と同様とし、処分通知等を行う行政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録することにより、処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。

３．デジタル手続法を踏まえた規則の規定の整理について

デジタル手続法第３条第 12 号の「手続等」に該当し、同法の定めるところにより情報通信技術を活用して実施することができるにもかかわらず、情報通信技術を活用して実施する場合の規定が建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）に別途おかれていた次に掲げる手続については、情報通信技術を活用して実施する場合の根拠をデジタル手続法の規定に統一する観点から、改正省令において当該規定を削除することとした。

①指定確認検査機関による確認審査報告書の添付図書等の提出

改正省令による改正前の規則第３条の５第４項、第４条の７第４項、第４条の 14 第４項及び第４条の 16 の２第４項

②指定確認検査機関による確認済証の添付図書等の交付

改正省令による改正前の規則第３条の４第３項、第３条の 11 第５項、第４条の６第３項、第４条の 13 第３項及び第４条の 16 第５項括弧書

③特定行政庁による書類の閲覧

改正省令による改正前の規則第 11 条の３第１項ただし書

④特定行政庁による台帳、指定道路図及び指定道路調書の作成及び保存、都道府県知事による台帳の作成及び保存並びに図書の保存

改正省令による改正前の規則第６条の３第３項から第５項まで、第６条の４第３項から第５項まで及び第 10 条の２第２項

４．電磁的記録の長期保存について

法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

５．電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

以上

建築基準法の手続に係るシステム共通化・DX推進のための省令改正について

目次

国土交通省

1. 建築基準法の手続に係るシステム共通化

2. 概要書の閲覧のオンライン化に伴う改正

3. 特定行政庁の許可・認定のオンライン化に伴う改正

１．建築基準法の手続に係るシステム共通化

システム共通化の動き

国土交通省

✓ デジタル化に伴う地方公共団体のシステム整備に係る負担が大きくなっていることを受け、国がシステムを整備し、地方公共団体が利用する「システムの共通化」の方針が打ち出された。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1．基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政

② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政

③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による所管分野の国・地方を通じたBPRとデジタル原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・利活用と共通SaaS利用の推進

2．取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
② 効果の見込みがあるか
③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

費用負担の基本的考え方

ⅰ）共通SaaS
- 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
- 地方公共団体が利用料等を負担することが原則

ⅱ）デジタル公共インフラ（DPI）
※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等
国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当

ⅲ）物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
- 原則として費用は整備主体が負担
- 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

ⅰ）共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進

ⅱ）地方公共団体における人材確保
- 令和７年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
- 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3．今後の推進体制

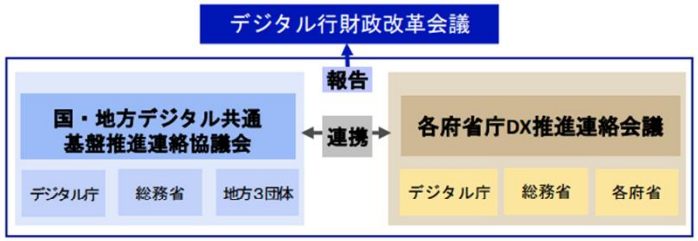

国・地方の連絡協議の枠組み

- 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- 今後５年間をDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

（令和6年6月21日閣議決定）

国によるシステムの整備に係る提案

国土交通省

令和6年　地方分権提案

提案事項名	求める措置の具体的内容	提案団体	追加共同提案団体
建築計画概要書等の閲覧に係る統一的な電子システムの導入等	閲覧請求者及び特定行政庁がオンライン上で確認可能となるよう、各特定行政庁の建築計画概要書等を一括して閲覧可能とする統一的な電子システムを整備する。 また、閲覧のオンライン化を行うに当たっては、個人情報等のマスキング処理等に係る取扱いの統一的な基準等を示す。	大府市	花巻市、宮城県、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市、富山県、浜松市、豊橋市、稲沢市、枚方市、鳥取県、岡山県、福岡県、熊本市

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

4 義務付け・枠付けの見直し

【国土交通省】

（2）建築基準法

（ⅴ）建築計画概要書等の書類の閲覧（93 条の2）については、建築基準法に基づく各手続のオンライン化に係る検討の中で、電子システムを整備することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、閲覧のオンライン化に当たり、個人情報の取扱いを整理することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

システム共通化候補の選定

国土交通省

共通化候補（令和６年度選定分）について

- 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和６年６月閣議決定）に基づき、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、令和６年10月に12件の業務・システムを共通化候補として選定
- 制度所管府省庁が、共通化推進方針の案を令和７年３月までに作成（※「⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム」については、同方針の案を令和８年３月までに作成予定）

Ⅰ．デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

① 入札参加資格審査システム＜総務省＞ 【提案募集】
② 環境法令に係る申請・届出システム＜環境省、デジタル庁＞ 【分権提案】
③ 建築確認電子申請システム等＜国土交通省＞ 【分権提案】
④ 預貯金照会のオンライン化の拡大＜デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）＞ 【分権提案】

Ⅱ．デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム＜総務省＞ 【分権提案】
⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム＜総務省＞ 【分権提案】
⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大＜デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁＞ 【経由事務】
⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等＜内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省＞ 【経由調査】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム＜デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）＞ 【提案募集】
⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）＜厚生労働省＞【提案募集】

Ⅲ．データの可視化・活用による政策実施等の的確化

⑪ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム＜厚生労働省＞ 【TYPES】
⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム＜総務省＞ 【提案募集】

＋【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討＜デジタル庁＞ 【密接関連】

8

（出典）
令和7年6月2日　国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第3回）
資料1　共通化候補（令和6年度選定分）に係る検討の経緯について（内閣官房デジタル行財政改革会議事務局提出資料）

建築確認電子申請システム等に係る共通化推進方針（概要）

国土交通省

令和７年６月２日当初決定
（令和８年２月の進捗報告を踏まえて修正）

１．共通化の方法

建築分野の生産性の向上を促進するため、建築基準法に基づく行政手続のデジタル化に必要な基盤となるシステム整備等を行う。

２．対象とする手続の共通化の推進スケジュール

建築確認電子申請受付システム
（R7.4供用開始）

＋

建築確認	令和7年4月　建築確認電子申請受付システムの供用開始 令和8年4月　BIM図面審査 令和11年4月　BIMデータ審査
完了検査・中間検査	令和8年4月 建築確認電子申請受付システムの機能拡張
構造計算適合性判定 建築物エネルギー消費性能適合性判定	令和8年4月 建築確認電子申請受付システムの機能拡張
定期報告、建築工事届、許可・認定	令和9年4月目標 建築確認電子申請受付システムの機能拡張
建築計画概要書等の閲覧	令和10年4月目標 建築計画概要書等の閲覧をオンラインで実施できるシステムの開発
関連する他法令の制度への対応	住宅性能評価、長期優良住宅認定の申請等について、対応できないか検討

⇨ 国、特定行政庁等の関係機関の協力のもと、建築行政情報センター（ICBA）において構築

システム構想の全体像イメージ　※他の既存システム（NICE等）も併存可

国土交通省

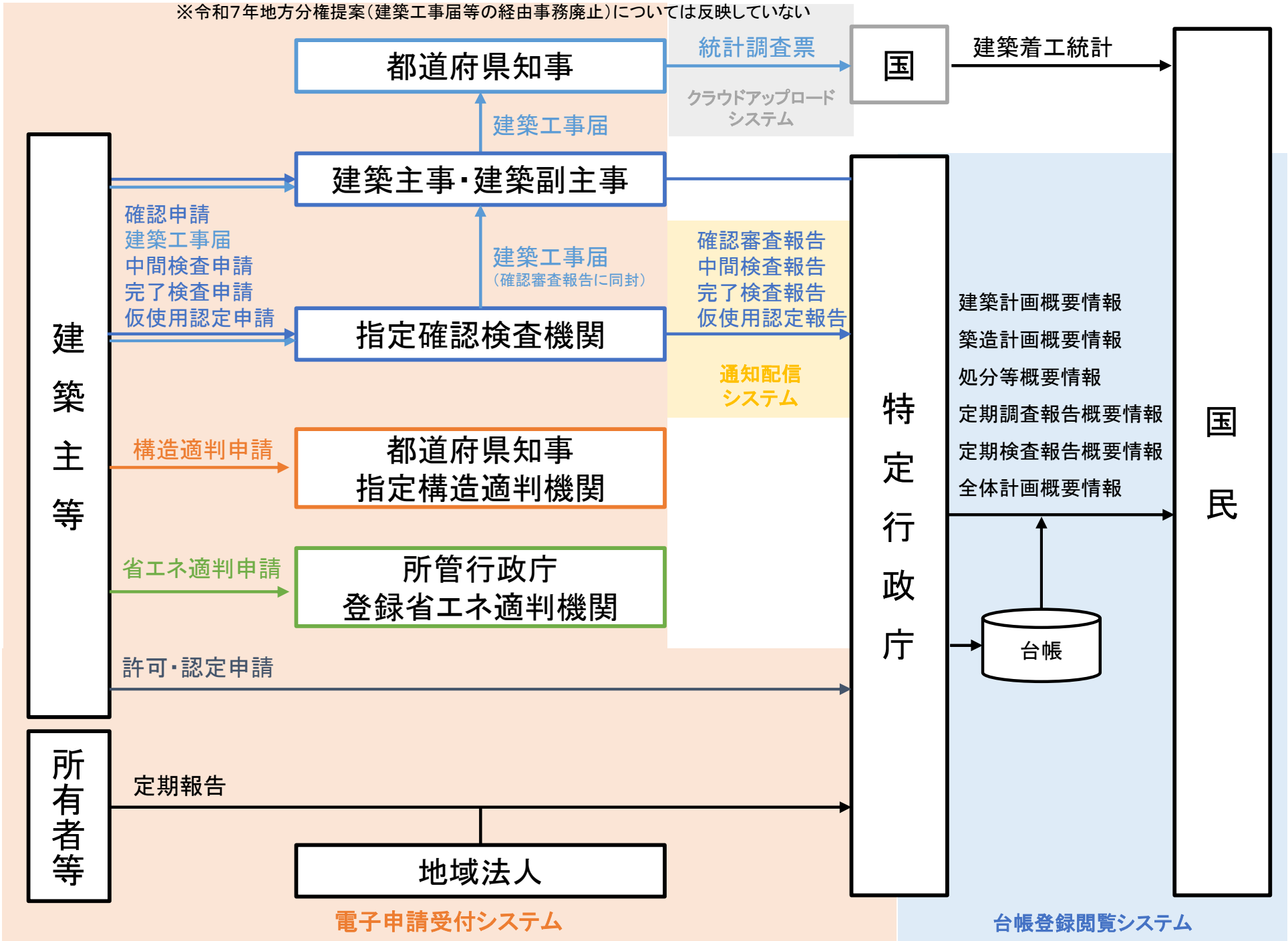

2. 概要書の閲覧のオンライン化に伴う改正

書類の閲覧の業務改善

国土交通省

令和10年4月1日施行

- ✓ 各種概要書の記載事項は確認申請書又は定期報告書にほぼ包含されており、行政手続オンライン化3原則のうち「届出一度きり原則（ワンスオンリー）」に則れば、申請者の負担軽減の観点から、このような申請事項の重複は廃止されることが望ましい。
- ✓ 概要書の記載事項は台帳記載事項でもある（施行規則第6条の3）ことから、閲覧に当たっては、閲覧に供すべき事項について、特定行政庁の台帳から必要な電子データを抽出すれば足りるため、必ずしも概要書を台帳とは別に用意しておく必要はない。
- ✓ 概要書は、当該建築物が滅失し又は除却されるまで閲覧に供さなければならないこととされているため、特定行政庁による概要書の保管の負担は大きい。

電子申請受付システムと台帳システムの連携により、閲覧対象情報を台帳に自動登録・一元化した上で、台帳システムと連携した閲覧システムにより、概要書そのものを閲覧に供するのではなく、台帳から必要な事項を抽出して表示又は提供する形とする。
これにより、申請者・報告者による概要書の作成・提出、特定行政庁による概要書の保存を不要とする。

併せて、建築物関係データを積極的に活用するデータ活用社会の将来を見据え、電子的な台帳データベースの整備を推進する。

建築計画概要書の廃止に伴う確認申請書の改正

国土交通省

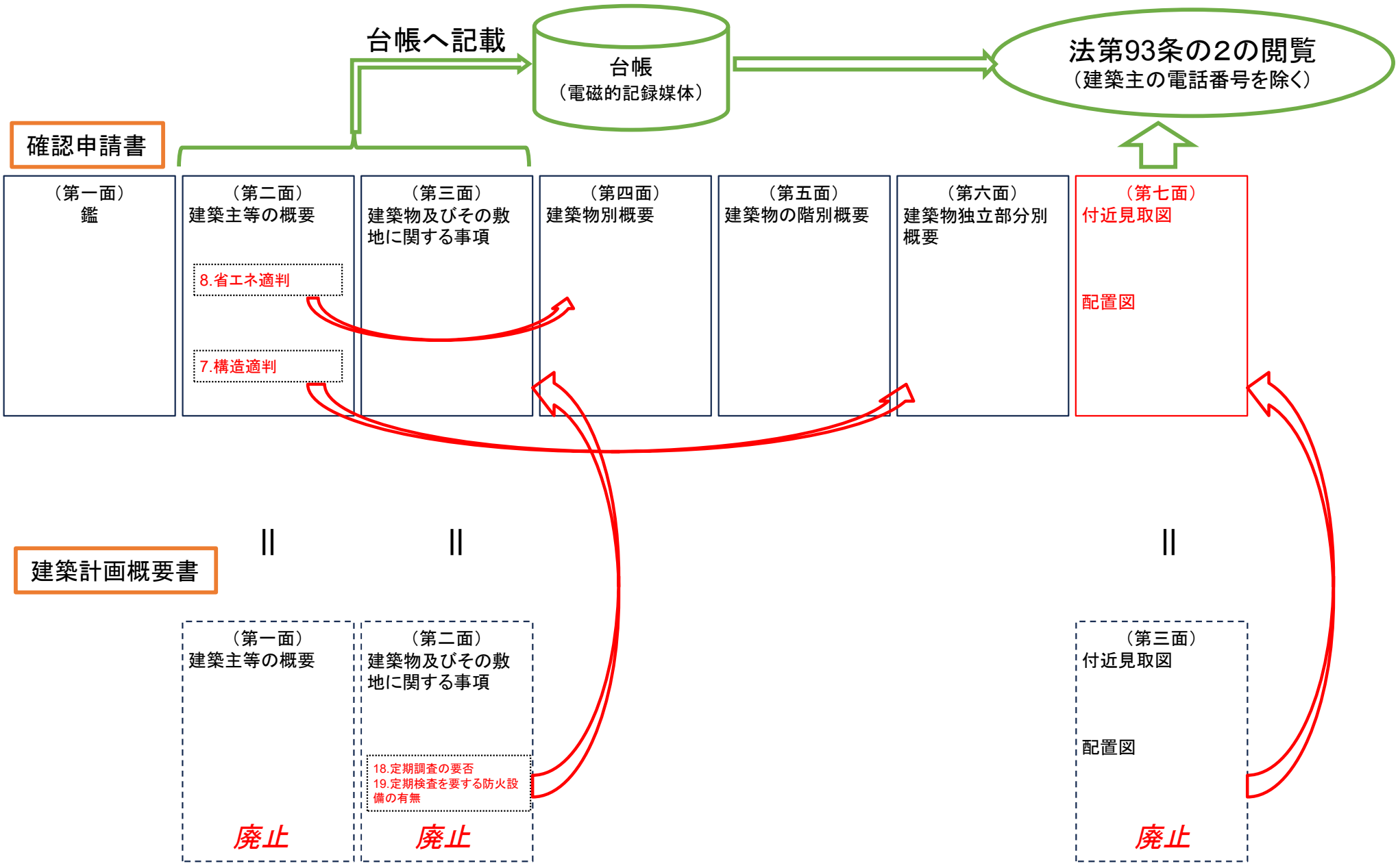

定期調査報告概要書の廃止に伴う定期調査報告書の改正

国土交通省

定期調査報告書

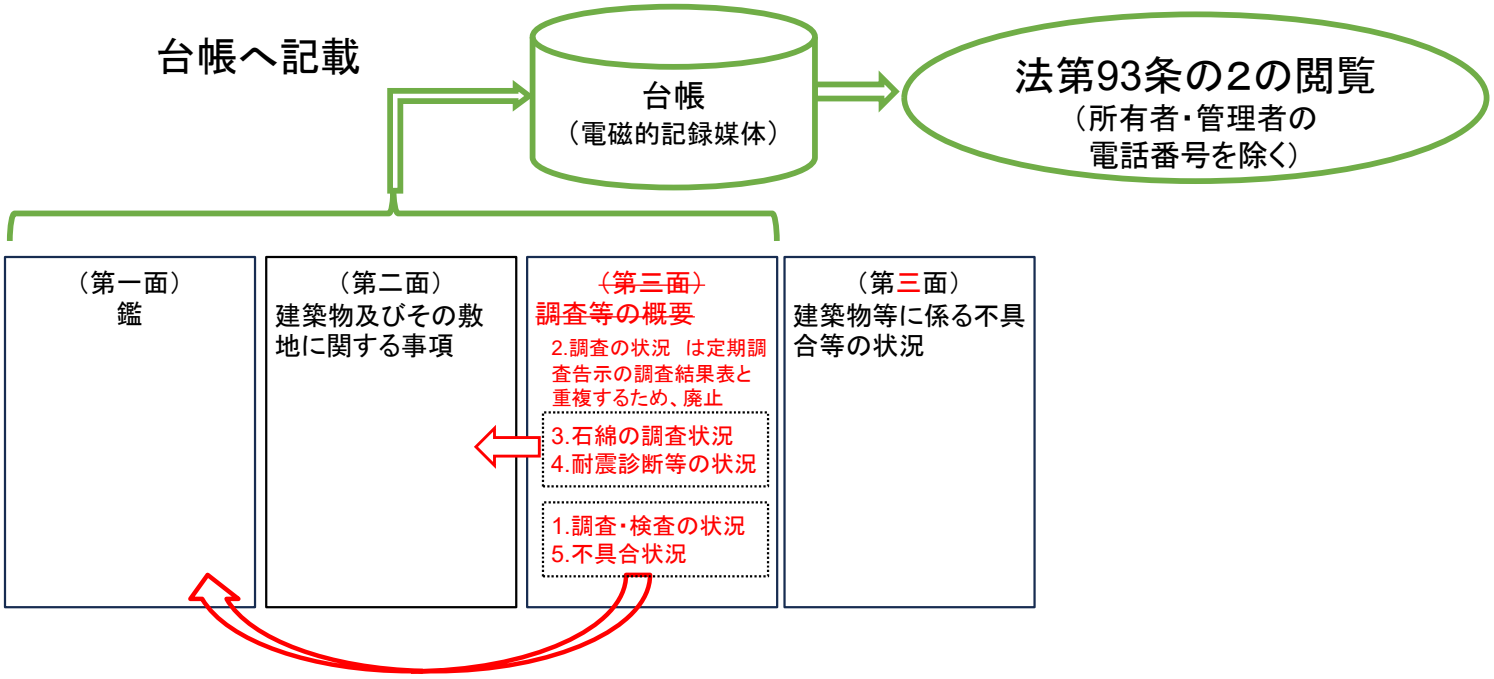

＝　＝

定期調査報告概要書

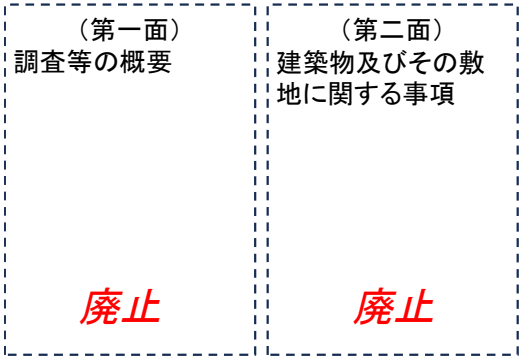

定期検査報告概要書の廃止に伴う定期検査報告書の改正（昇降機・遊戯施設）

国土交通省

定期検査報告書
（昇降機、遊戯施設）

台帳へ記載

台帳
（電磁的記録媒体）

法第93条の2の閲覧
（所有者・管理者の
電話番号を除く）

※遊戯施設を除く

（第一面） 鑑	（第二面） 昇降機／遊戯施設 の状況等	（第三面） 昇降機／遊戯施設 に係る不具合の状況

＝　＝

定期検査報告概要書
（昇降機、遊戯施設）

（第一面） 検査等の概要	（第二面） 昇降機／遊戯施設 の状況等
廃止	*廃止*

定期検査報告概要書の廃止に伴う定期検査報告書の改正（建築設備）

国土交通省

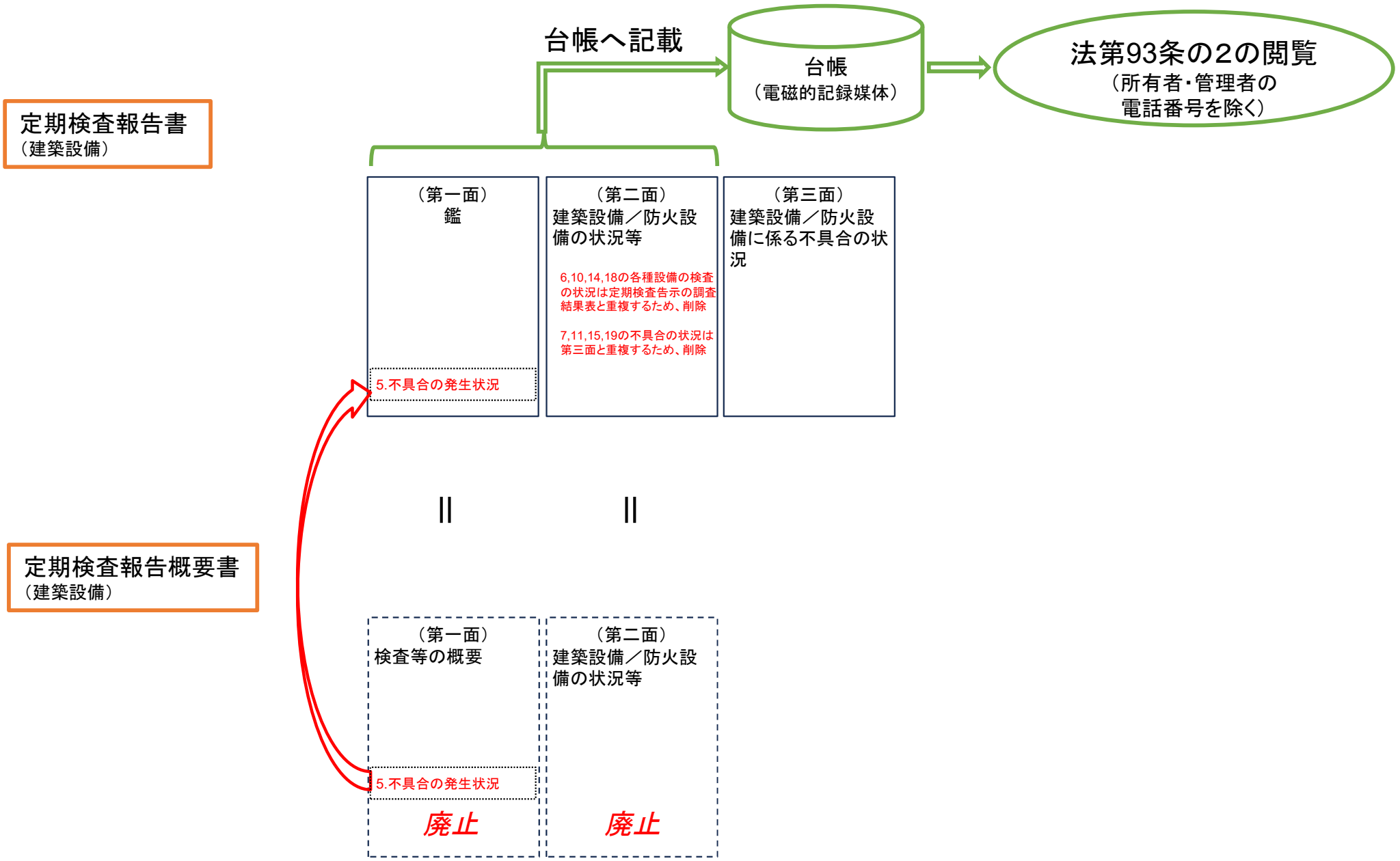

定期検査報告概要書の廃止に伴う定期調査報告書の改正（防火設備）

国土交通省

定期検査報告書
（防火設備）

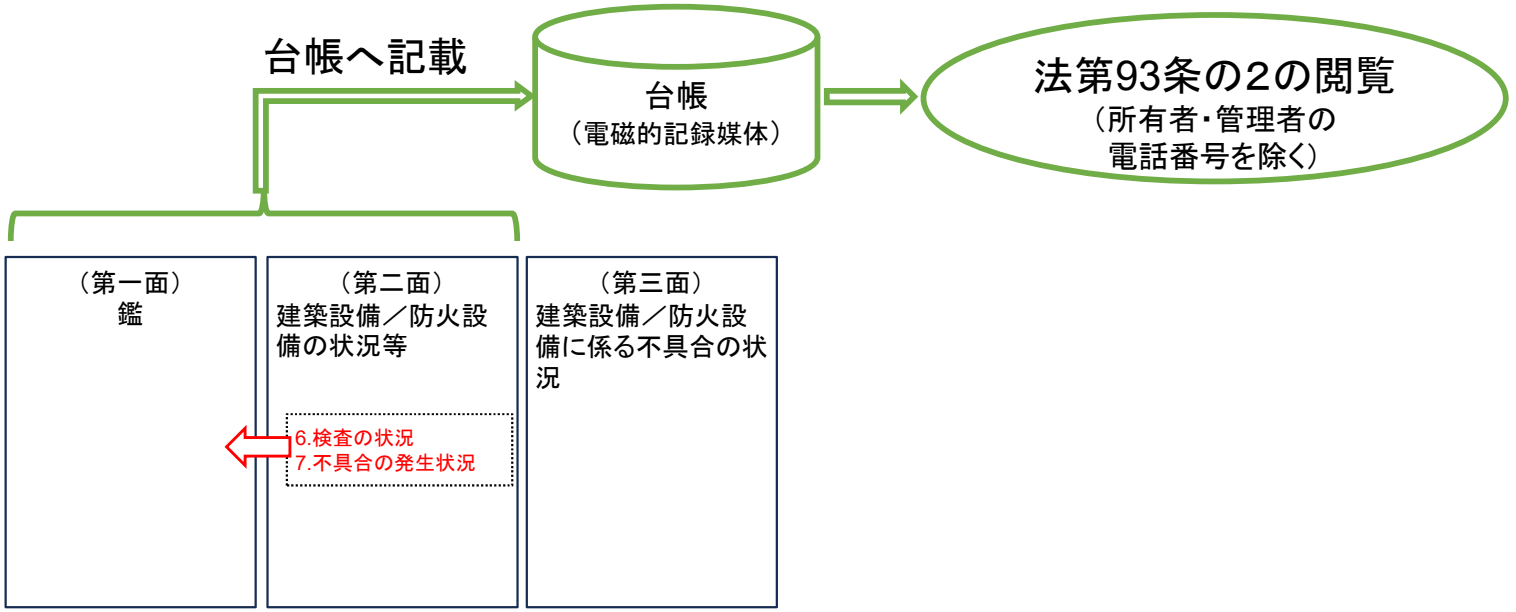

＝　＝

定期検査報告概要書
（防火設備）

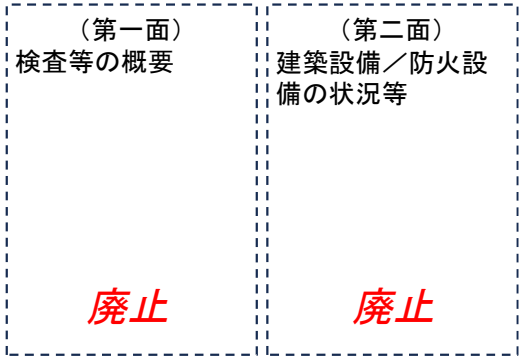

改正省令施行後の効率的な台帳記載・閲覧事務について

国土交通省

- ✓ 改正省令の施行後は、概要書は廃止され、書類の閲覧事務は台帳に記載された情報をもとに行われることとなる。
- ✓ このため、申請書又は報告書の内容から閲覧対象事項を効率的に台帳に記載することが効率的な執行に不可欠。共通システムをはじめとする情報システムの利用等の体制整備をお願いしたい。

※ なお、体制が整うまでの間、申請書等のうち閲覧対象事項の記載された面を閲覧に供する等の対応は可能。準備が整い次第、情報システムの利用等の体制へ移行していただきたい。

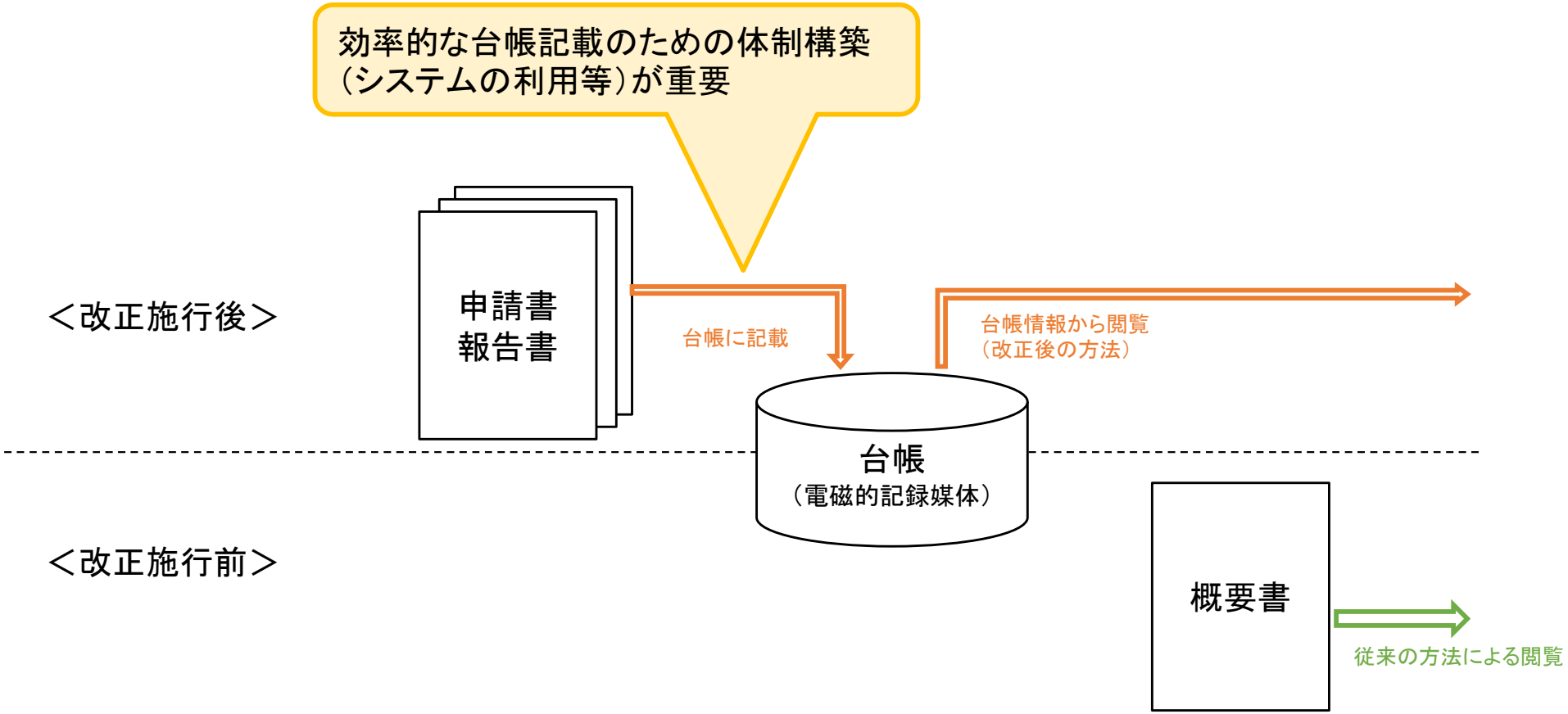

改正省令施行前の処分等に係る概要書の閲覧の扱い

国土交通省

✓ 改正前の処分等に係る概要書の閲覧については、経過措置を講じ、従前どおりの方法（紙面の概要書を窓口で閲覧に供する等）を可能とする。

改正省令　附則第3項　※経過措置の時限はない

（経過措置）
3　施行日前に行われた処分等に係る法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により閲覧させなければならない書類については、新施行規則第十一条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

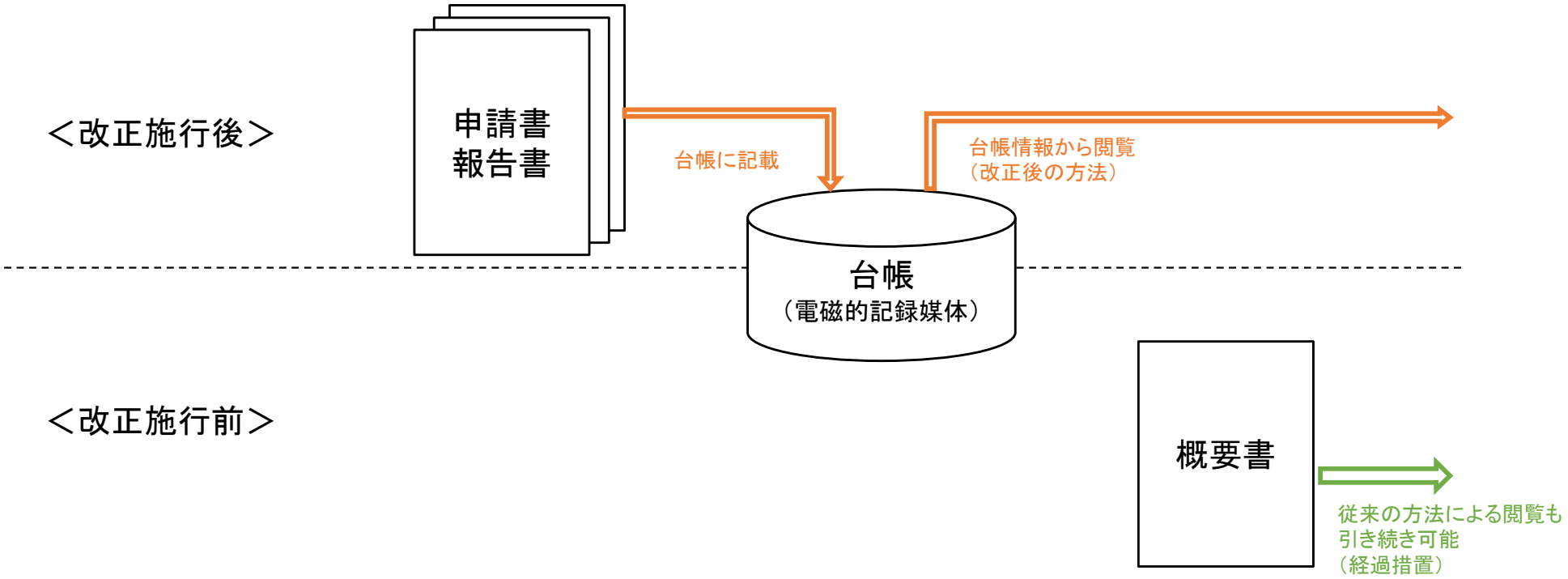

改正省令施行前の概要書の扱い

国土交通省

- ✓ ただし、施行日前の概要書の記載情報も台帳に記載し、閲覧システムによりオンライン閲覧できるようにすることが、閲覧者・提供者の双方の利便性向上や事務効率化等の観点から好ましいことから、今まで概要書の記載情報を台帳に記載できていない場合であっても、できるだけ台帳に情報を統合することが望ましい。
- ✓ なお、記載事項が台帳に登録された紙媒体の概要書は廃棄できることとする。
（技術的助言にて通知予定）

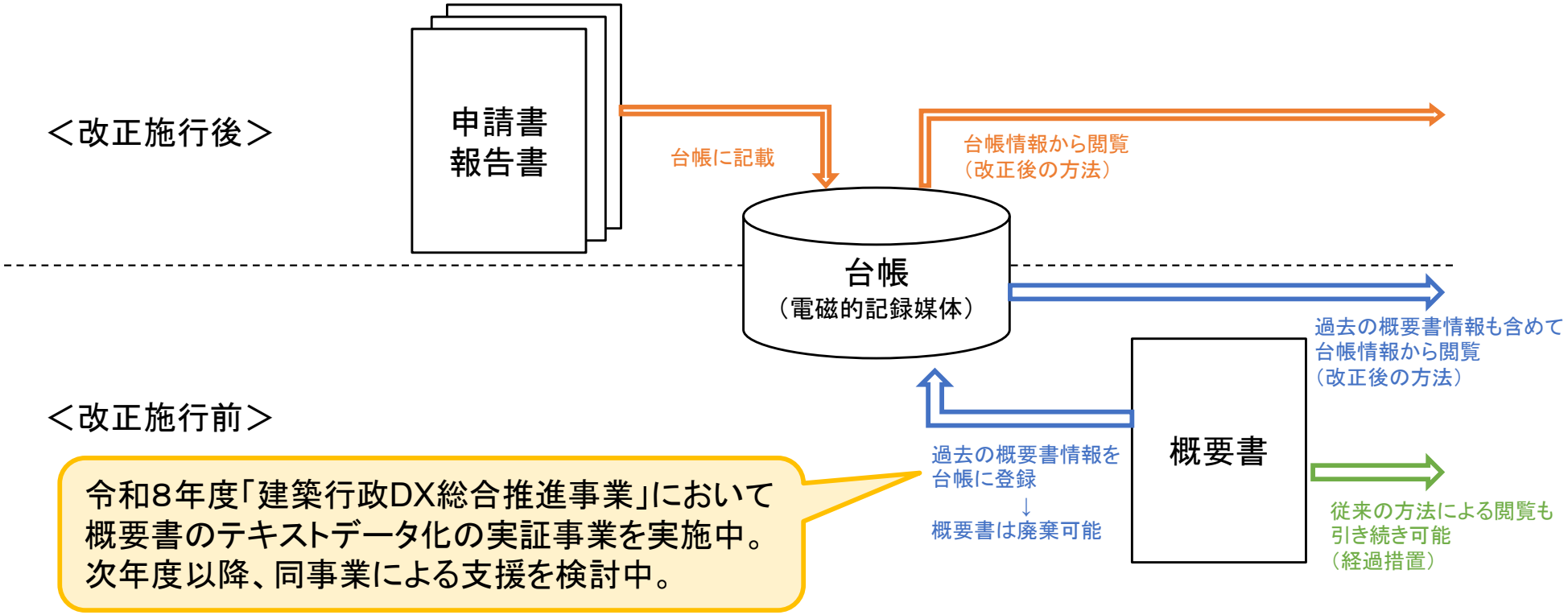

令和8年度「建築行政DX総合推進事業」において概要書のテキストデータ化の実証事業を実施中。
次年度以降、同事業による支援を検討中。

（参考）建築行政DX総合推進事業

令和8年度当初予算：3.61億円
令和7年度補正予算：0.20億円

建築行政に係る担い手（建築主事・建築士等）の各種業務の効率化・質の向上を図るため、①建築確認・検査、定期報告、各種認定等、建築行政手続全体のオンライン化、②BIMデータ等による行政手続の一元化及び審査の効率化、③これらによる建築データの蓄積や活用の検討　などについて総合的に支援する事業を創設する。

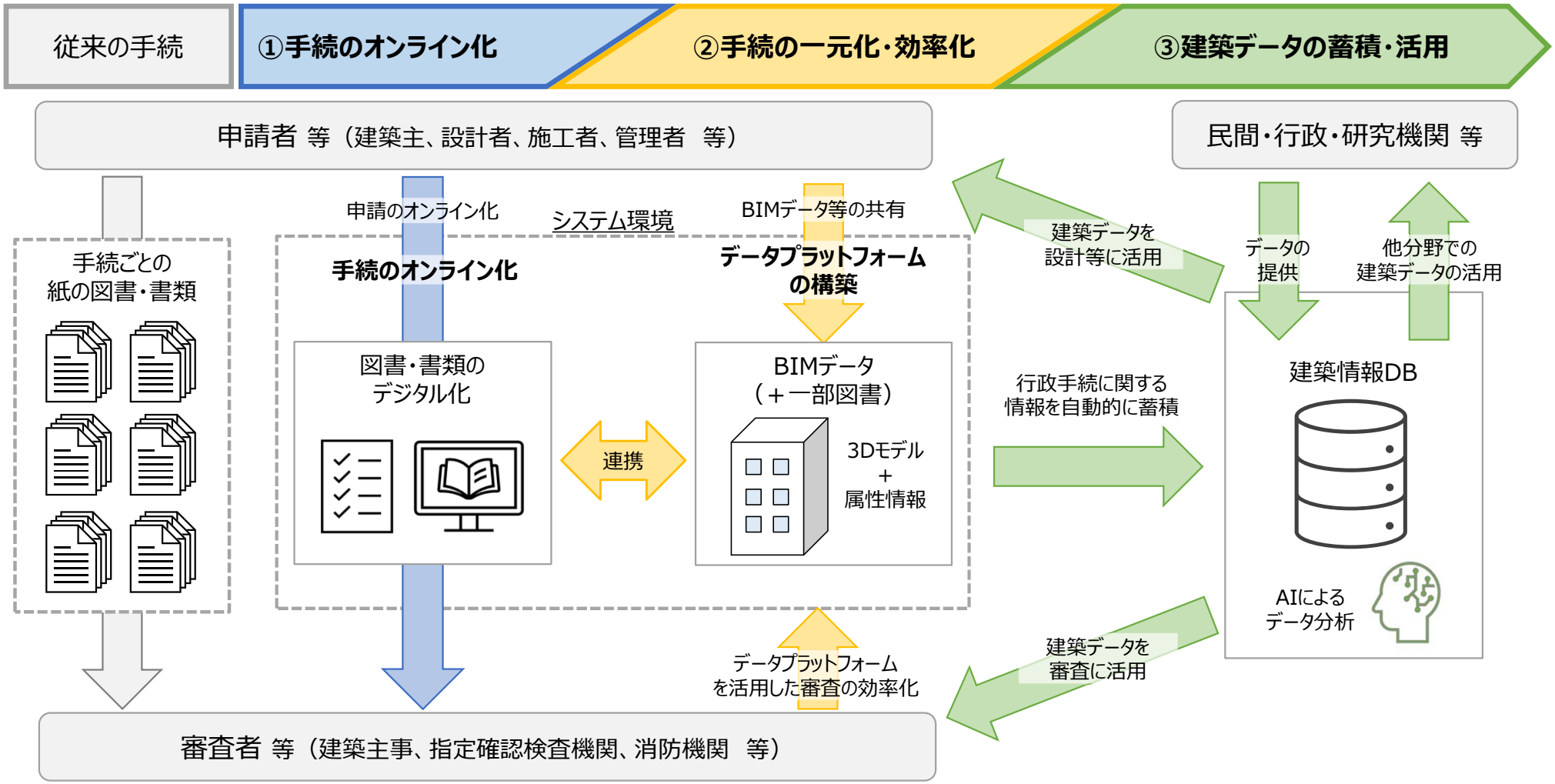

■補助対象

① 建築行政手続きのオンライン化に資する環境整備に係る事業
② 建築行政手続きの一元化及び審査の効率化に資する取組に係る事業
③ 建築データの蓄積や活用に係る事業

■補助額

当該事業の実施に要する経費以内の額

３．特定行政庁の許可・認定のオンライン化に伴う改正

特定行政庁の許可・認定のデジタル完結

国土交通省

令和10年4月1日施行

- ✓ 特定行政庁の許可・認定の手続のオンライン化に向けてシステム整備を予定しているが、手続をデジタル完結させるためには、許可通知書等の押印欄を廃止する必要がある。
- ✓ 確認済証、検査済証等については、処分の事実が特定行政庁の台帳に記載されていることや処分等概要書の閲覧ができることにより、押印によらずとも真正性の確認手段が確保されていることをもって、押印欄を廃止したところ。
- ✓ 特定行政庁の許可・認定については、処分等概要書に記載されるべき事項が施行規則に明示的に規定されていない。このため、特に許可条件については、必ずしも特定行政庁の台帳に記載されている状況ではなく、真正性の確認手段が確保されているとは言い難いことから、押印欄の廃止を見送っている。

↓

特定行政庁の許可・認定についても、台帳の記載事項として明確に規定するとともに、
建築確認・検査と同様に、処分事実を法第93条の2に基づく閲覧対象とする。
※既存建築ストック活用のためにも、許可・認定の事実が容易に確認できることは重要。

↓

特定行政庁の許可・認定に係る許可通知書、認定通知書等の押印欄を廃止し、
手続のデジタル完結を可能とする。

処分に係る台帳記載事項

国土交通省

✓ 処分に係る台帳の記載事項は下表のとおり。

処分	台帳記載事項	建築物	建築設備	工作物（88条1項）	工作物（88条2項）
確認	確認済証の交付者、番号及び交付年月日	○	○	○	○
	構造適判通知書の交付者、番号及び交付年月日	○			
完了検査	検査年月日、検査済証の交付者、番号及び交付年月日	○	○	○	○
中間検査	特定工程、検査年月日、中間検査合格証の交付者、番号及び交付年月日	○		○	
仮使用認定 NEW	仮使用期間、仮使用認定通知書の交付者、番号及び交付年月日	○		○（昇降機等のみ）	○
許可 NEW	許可に係る法の条項、許可に付した条件等、許可通知書の番号及び交付年月日	○			○
認定 NEW	認定に係る法の条項、認定通知書の番号及び交付年月日	○			
全体計画認定 NEW	認定に係る法の条項、全体計画認定通知書の番号及び交付年月日	○			

※処分等概要書の「5. 定期報告等」に記載していた事項は、処分に係る台帳記載事項から削除

改正省令施行前の許可・認定概要情報の扱い

国土交通省

✓ 今回の改正で新たに台帳記載の対象となった許可・認定の概要事項について、改正前にされた許可・認定の概要事項の台帳記載については、経過措置を講じ、台帳記載は義務付けないものとする。

改正省令　附則第2項　※経過措置の時限はない

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた確認その他の建築基準法（以下「法」という。）の規定による処分及び報告（以下「処分等」という。）に係る法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により整備し、かつ、保存しなければならない台帳の記載事項及び書類については、第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（以下「新施行規則」という。）第六条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（参考）押印欄の廃止の状況

国土交通省

申請等（民間－行政間）に係る押印・署名欄の廃止（令和3年1月1日施行）

- 確認申請書、完了検査申請書、定期調査・検査報告書、許可申請書　等

申請等（行政間）に係る押印欄の廃止（令和3年9月1日施行）

- 確認審査報告書、完了検査報告書、計画通知書　等

講習の修了証に係る押印欄の廃止（令和6年1月29日施行）

- 登録特定建築基準適合判定資格者講習修了証明書、登録特定建築物調査員、登録昇降機等検査員講習修了証明書　等

処分通知等（建築確認・検査）の押印欄の廃止（令和7年4月1日施行）

- 確認済証、検査済証　等

処分通知等（大臣認定）の押印欄の廃止（令和7年10月1日施行）

- 型式適合認定書、構造方法等の認定書　等

資格者登録証のマイナポータル連携（令和7年12月1日施行）

- 一級・二級建築基準適合判定資格者登録、構造計算適合判定資格者登録証

現在

定期報告の調査員・検査員の資格者証のマイナポータル連携（令和9年4月予定）

- 特定建築物調査員資格者証、昇降機等検査員資格者証　等

処分通知等（許認可関係）の押印欄の廃止（令和10年4月1日施行予定）

- 許可通知書、認定通知書　等